

官民競争入札等監理委員会
入札監理小委員会
第 21 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 21 回 入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 19 年 10 月 9 日（火）17:40～19:20

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 3 共用会議室

1．実施要項（案）の審議（独立行政法人 日本学生支援機構）

- ・ 東京国際交流館プラザ平成会議施設等運営事業
- ・ 広島国際交流会館の管理・運営業務

2．その他

< 出席者 >

（委員）

櫻谷主査、小林副主査、逢見委員、渡邊委員、佐藤専門委員

（文科省）

塩田高等教育局学生支援課長補佐

（（独）日本学生支援機構）

栞原政策企画部長、増子総合計画課長、香川財務部次長、木村東京国際交流館事業部長、小山東京国際交流館事業部主幹、荻原東京国際交流館事業部管理係長、六車支部総括室長、恵濃支部総括室主幹、関口中国四国支部長

（事務局）

中藤事務局長、熊埜御堂参事官、徳山企画官

櫻谷主査 それでは、ただいまから第21回「入札監理小委員会」を開催します。

本日は、独立行政法人日本学生支援機構所管の2つの事業の民間競争入札実施要項（案）の第2回目の審議を行います。

まず、東京国際交流館プラザ平成の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、日本学生支援機構政策企画部楽原部長にお越しいただいておりますので、前回の審議を踏まえて修正した実施要項（案）の内容を説明いただきます。

楽原部長 それでは、よろしく願いをいたします。

前回、貴重なお時間をいただきまして意見を賜りました点につきまして、本日、プラザ平成、広島交流会館ともに修正してまいりましたので、簡単に、修正した箇所を重点的に説明させていただきたいと思います。課長の方から説明させていただきます。よろしく願いします。

増子課長 それでは、資料A - の見え消し版に基づいて御説明させていただきたいと思います。

それでは、主なポイントだけ申し上げます。

まず、4ページをお開きいただければと思います。

「（注2）」を削除しておりますが利用承認の権限につきまして、前回、第1回の案におきましては、機構が利用承認の権限を有するというものとしておりましたけれども、民間事業者の業務とすべきではないかとの御指摘を踏まえ検討いたしました結果、これを民間事業者にゆだねることとしたところでございます。

ただし、6ページをお開きいただきたいのですが、(リ)、(ヌ)、(ル)にございますけれども、これらにございますように、現在行っている方法を踏まえまして、一定のルールを実施要項において明記いたしましたところでございます。

また、18ページをお開きいただければと思います。「契約の解除等」と書いたところで、13の二というのがございますが、不適切な利用承認の運用がなされた場合には、契約解除等の原因とすることにより適正な運用を担保することとしたところでございます。

以上が利用承認についての変更箇所でございます。

続いての修正箇所でございますけれども、5ページをお開きいただければと思います。「事業実施に係る留意事項」(ホ)というところがございます。この(ホ)にございますように、民間事業者の業務の支障とならないように、機構が業務上利用する場合のルールを示す観点から、利用料金が無償であるということを除いては、機構と機構以外の利用者については同一の条件とするといったところでございます。「また、機構が利用する場合の予約手続きについては一般利用者と同様とする。」と記載させていただいたところでございます。

次に、8ページを説明させていただきたいと思います。8ページでホというところが真ん中ぐらいいにございますけれども、「アンケート調査の実施」というところでございます。このアンケートにつきましてでございますけれども、「なお、集計は機構において実施する。」とございますが、アンケートについては、より適切な運用を担保するという観点から、集計につきましては、機構において実施をすることとしたところでございます。

続いて、次の9ページでございます。これは、8ページの後半のあたりから「本事業の実施に当

たり確保されるべき質」というところを書いてある部分でございますが、その中で、この本事業の実施にあたり確保されるべき質につきまして、前回、第1回案におきましては、機構外の利用に関する稼働率、それから徴収の料金という2つを設定していたところでございますが、この9ページの赤で記載されている口というところがございます。「国際交流に関する催事に係る会議施設稼働率」という項目がございますけれども、国際交流大学村における産学連携の知的国際交流・情報発信の拠点としての位置づけを踏まえまして、機構外利用稼働率のうちで国際交流に関する催事に係る会議施設稼働率を国際交流会議場、メディアホールというカテゴリー、それから会議室5室のカテゴリーそれぞれについて、平成18年度実績以上とすることを追加することとしたところがございます。

また、国際交流に関する催事についてでございますが、これは、一定の割引率の対象となるということ踏まえまして、これまでの当機構の運用との継続性も踏まえながら、こちらの真ん中あたりに書かれておりますけれども、「参加者に外国人が含まれる催事（但し、傍聴もしくは聴講するのみの者はここで言う参加者から除く。）であって営利を目的としない催事」であること。そして、学術、教育、文化に係る国際会議、講演会、学会等で、留学生交流及び国際教育交流に関する催事というようにいたしまして、この国際交流に関する催事について規定しているわけでございます。

これが、本事業の実施にあたり確保されるべき質についての修正点でございます。

次にこの質を踏まえて、ご説明の都合上、7ページに戻させていただきますが、6ページの終わりから7ページにかけて「委託費等」というものがございます。その中で、中ほどbのところ、このインセンティブについて記載しているところがありますけれども、これにつきましては、平成18年度徴収料金の実績額である3,160万円を達成し、18年度の稼働率、それから18年度の国際交流に関する催事に係る稼働率、この3つの要件を満たしたときにインセンティブを与えるということにしているところがございます。

それから(ロ)、7ページの真ん中から下のところで赤のところを引いてあるところがございますけれども、ディスインセンティブについての取り扱いでございます。このディスインセンティブにつきましては、新料金、これは、本年度から新しい料金体系によって行っておりますけれども、新料金での実績が今のところまだ数カ月しかたっていないなどの理由がございます。このディスインセンティブの取り扱いについて検討しておりましたが、内閣府とのやり取りを踏まえまして、契約期間のすべてにおいて委託費の減額を行わないこととし、サービスの質を達せられない場合には、業務改善策の作成でありますとか、あるいは契約解除等に対応するというふうに改めたところがございます。

次に、10ページでございます。真ん中あたりのところから、「民間競争入札に参加するものに必要な資格」というところがございます。これは後に出てくる広島国際交流会館でも同様なのですが、一層幅広く入札参加者を募るために、共同事業体による参加を認めるということ明記いたしたところがございます。

次に、13ページでございます。評価項目のところでございます。13ページの真ん中からちょっと上のところで赤で線を引いてあるところがございますけれども、この中で、加点項目の中ござい

ますが、公共施設を利用料金制により運営した実績を含めていたところでございますが、先般来の御指摘も踏まえまして、これを削除いたしましたというところでございます。

以上、修正点を御説明させていただきました。

樫谷主査 今回の説明につきまして、御意見、御質問がありましたらよろしくお願いたします。

小林副主査 まず、9ページのところの国際交流に関する催事の稼働率というところで、国際交流に関する催事の定義がありますね。それで、これは が2つあって、その2つ目の方ですけれども、「参加者に外国人が含まれる催事であって」というところ、産学連携とかなんとか書いてあって、「営利を目的としない以下の催事である」ということで、参加者に外国人が含まれるというのは、参加者の中に何名いれればいいのか分からないですね。

それで、「営利を目的としない」などと言っているが、「もっぱら営利を目的としない」という意味であって、実費程度を取るというのは当然許されるのだろうか。その辺の考え方を聞きます。

それからインセンティブの部分、7ページのところで、先ほどの業務委託費収入増加分の説明があった中で、配分率というのは、これも があって、「ただし、機構への配分率は7%以上とする。」などという文言が入っているではないですか。これは一体どういうことですか。参入しようとする人に対してはインセンティブになるが、民間事業者がこの配分率を決定できるということなのですよ。その時モチベーションが明確に伝わってこないではないですか。

だから、明確にこのインセンティブが幾らになるのか、配分率は自分で提案して決められるわけだから、その部分をどう自分で計算、算定すればいいのかといったところのガイドを示していただくのではないですか。配分率は7%と機構が決めてしまえば、それがベンチマークになってしまう。簡単に自分で計算できると思うのだけれども、このインセンティブの部分が不明確であり、逆に不明確になるのではないかと懸念しているのですが、見解を聞きます。

増子課長 それでは、それぞれについてはお答えいたします。

最初の質問でございますけれども、この参加者でございますが、「参加者に外国人が含まれる催事(但し、傍聴もしくは聴講するのみの者はここで言う参加者から除く。)」としてございますが、結局、例えばシンポジウムなどをやっていた場合に、主催者の中に外国人がいるということは、国際交流と言われるための最低の条件だろうと。いろいろ聴衆が、仮に100人とか来ていたとしたときに、その聴衆の中に1人だけ外国人が入っていたということで国際交流の催事と評価することはなかなか難しいだろうということでございまして、そういった観点からいたしました。

小林副主査 例えば、この学術、教育、文化に係る国際会議等であれば、パネリストの中に何名いるというような、そういう位置づけなのですか。

増子課長 はい。そこで、ではパネリストの中に例えば半分以上なのか3分の1以上なのかというのは、なかなか難しいと思いますので、やはりその主たる参加者、まさに主催者の中のパネリストのメンバーに外国人が1人でもいるというような形で示していいということなのではないかと思ってこのようにしたところでございます。

小林副主査 それに関連して、ベンチマークになっている実績の年間2.1%以上という数字について聞きます。この数字は、機構のときに、国際交流に関する催事をなるべく多くしようというミ

ッションがあって、それを受けてこの数字になっているのか。それとも実績の数字なのですか。

増子課長 これは、まさに国際交流のための会議施設という位置づけも踏まえた形でやっておりますので、それを踏まえた上での数値でありまして。

小林副主査 よく分からない。実施計画の中に組み込まれているという理解でいいですか。

増子課長 これは、機構外の利用の稼働率ですので、ここの中には機構が主催したものは含まれておりません。それが1点目でございます。

それから、営利を目的とすることについてでありますけれども、ここでは営利を目的としない催事と書いてございますが、もちろん、例えばNPOとかも同じようなことがあるかもしれませんが、営利を目的としないということは、例えば参加料といいますか、そういうものも取ってはいけないということとは違っております。ですから、まさにもっぱら利潤を上げるためにやっているということがあっては、社会通念上も国際交流ということで理解することは難しいのではないかとということで規定しております。

逢見委員 それは、主催者が非営利団体あるいは民間企業だった場合、そこは民間企業がやっても構わないということですね。

増子課長 入札で参加する方は、もちろん民間企業ということも十分ありますので、主催者ということよりは、この事業についてもっぱら営利を目的としてやっているのかどうかというところで判断されざるを得ないのかなとは思います。

渡邊委員 今の件に関して私も、主催者が誰なのかとか、パネリストが誰なのか、聴衆が誰なのかというところを区別しないと混乱すると思います。

例えば、主体要件と客体要件と言うべきなのか、多分主催者と言う時には、まさに責任を持って赤字になっても払いますという人が誰なのかという問題と、参加者と言っているのは、主催者ではなくてパネリストのような具体的にプレゼンする側の問題のことを言っていると思うが、普通の場合は、主催者と実際に招聘された側のパネリストというのは全く違うものだ。

では、聴衆の側がどうなのかというと、仮にプレゼンする側が日本人であっても日本の企業であっても、聴取が大半海外の外国人を対象にしているのであれば、それを無理して全部排除してしまうというのはどういうことか。そうだとすると、ちゃんと整理をして、主催者という意味での責任の主体が誰なのか、イベントの主体が誰なのかという点と、そのプレゼンする側が誰なのかという問題と、聴衆が誰なのかというところをキチンと区別して言ってもらわなければ分からなくなってしまうと言っているのです。

別に主催者が営利企業であれ非営利であれ、関係ないわけでしょう。そうすると、あとは目的と社会通年上、効果がどうなのかということとか、もうちょっと整理すると、こここのところの、「専ら」と入れると随分整理されてわかりやすくなる。逆にそこがわからないと、民間側からすると、何があてはまるのかサッパリわからない状態が延々と続くこととなるよ。

榎谷主査 特にインセンティブの関係を示唆していただいているので。

栗原部長 結局、料金に影響しまして、これが実際国際催事に当たるかどうかというのは、例えば、なぜこの平成18年度2.1%を出したかということ、18年度は割引率で国際催事の場合はオンした

ので、それを拾いました。それでは20年度どうするかというと、今の新料金体制でも国際催事はオンしていますので、端的にそれに該当している事業ということになります。

では、誰がそれを判断するか。今回から許可権限を民間事業者に移しましたので、荒っぽい議論を言ってしまうと、これは民間事業者がそうだと行って、その割引をオンさせればこれに入る。では、どうやって判断するか。これは確かに渡邊先生がおっしゃるとおりですけれども、そういう意味で、民間事業者のある意味誘導ができていっているのは事実だと思います。これは、機構の方でキチンと、これは国際催事だからこれでなくてはだめよというのではなくて、料金体系とリンクしていくというものであります。

その中で今考えているのは、したがって、主催者はだれかというのは一切問うつもりはなくて、何かメルクマールを置こうかなということで、端的には、登壇者みたいな中に外国人の方が入っていれば、実はそういう感じでこれまで機構はやってきました。機構がこの2.1%をどうやって決めているかということ、企画書の中で、登壇者なんか外国人がいた、それを選んで私どもこれまでやってきましたので、それと同じようにやっていただこうかなということで、今回提案させていただいております。

榎谷主査　そういうものをとらえて2.1%に設定したということですね。

栗原部長　はい。

逢見委員　そうすると、この営利を目的としないというのは、まず主催者が非営利団体である必要はないと。それから、参加料金を取っていても、それは構わないと。あと、学術、教育、文化というのは割と幅広い概念ですから、そう考えると、営利を目的としないという、何がそうなのかという、別になくても、A、Bがあればいいのではないかという気はする。

増子課長　例えば、これは個々具体的なケースになってくるかもしれませんが、今、外国語教育というのが非常に盛んでありまして、例えばネイティブスピーカーを入れて触れ合いをします。そのときに、相当高いお金を取るといった場合があったとした場合に、それは額にもよるかと思うのですが、非常に高いお金で、収益を上げようという目的で実施したといった場合に、ではそれが、いわゆる外国人と触れ合うということをもって国際交流と言える。したがって、これに関しては会議室を利用するときに割引の対象とするかということなどが、具体的な例としては想定されるのかなと思います。なかなかそれを、ただ外国人と触れ合う機会があるからといって割引の対象とするまでには言えないのではないかと考えております。

渡邊委員　よく企画をするときに、土壇場になって外国人スピーカーからキャンセルされたらどうするかとか、企画をする時はドキドキの場合が結構あるから、あまりそこをきつくし過ぎると利用者側にとってつらくて、そういう人をあてにしてお客を呼ぶ民間事業者にとっては不都合になるというのが一つ。

あと、例えば物すごい金額で最初から参加費を設定しているような場合は例外なのかもしれないが、これもまた企画する側から言うと、もうこの際だから、一緒にその人の著書本というのか、あるいは関係する文献とかをその場で売り尽くしましょうみたいな話、すなわち展示して出版社がブースを出してというのもよくありがちだ。それは営利に入ってしまうのか、それとも、協賛みたい

な形で入ってくると営利に入ってしまうというイメージなのか、そうではないのか。

増子課長 本を直ちに営利と言えるかというのは、そこまで言えるのかなとは思いますが。

小林副主査 さっき料金体系とリンクしているという話があったので、ここの部分の国際交流に関する、それをカウントしてあげるといったところも、料金との、だから、国際交流割引とかなんとかというので、そこで決定したときに、判断したときに、それをストレートにリンクさせた方がわかりやすいということではないかと思う。それも料金を払ってもらわなければならないので、料金をセッティングしたときに、これは国際交流なのだとして認めてあげるのがストレートで分かり易い。

栗原部長 小林先生、これはイコールだと思って、その料金を適用するということは、イコール、この 2 つ上の判断をしたということをございまして、その後にもまた別の判断をするということではないです。

小林副主査 だけど、これだけいろいろ書いてあるとそういうふうに読めてしまいますよ。だから、営利を目的としないとか、これもある意味、「営利を目的としない」という要件があるから、ではそのエビデンスはどこでとるのかという話になったときに、話が複雑化してしまう。

榎谷主査 例えば、非営利でも、財団でも、講演会で少し利益を上げよう、その財源を少し他で使おうということがあるので、なかなか 1 件 1 件見られると厳しいかもわかりませんね。ただ、明らかに民間の株式会社の場合は、確かに利益が上がれば配当ができるわけで、非営利団体の場合は、基本的には、余程でない限りは営利というものをもともと目的としないから、少し何か基準を決めていただかないとハッキリしなくなる。

というのは、これはインセンティブに関係して、3 つともクリアしないと出ないという話ですから、後でトラブルになる可能性がある。2.1%の中に入るのか入らないかということについて事前にわかるようにしていただくか、事前にもうオーケーをもらうか何かしないと、後で、残念ながら 2.01 ですねとか言われるといけないので、その辺も工夫をしていただく。

渡邊委員 例えば今おっしゃられた点は、私の最初の、主体的要件の話なのか客観的というか、会合の客観的性質から決めるものなのかという話に関係すると思うのだけれども、主体的な要件のところではバシッと簡単に切れてしまうのであれば、最初から、今言われた非営利法人であるとして、できるだけディテールに入らないような、ディテールに入ると、私の先ほどのような、そんなこと何で聞くんだみたいな感じの質問ってやはり出てくると思うので、シンプル・イズ・ベストとおっしゃった、何か形式的要件でバシバシ切り捨てて、本当に中身に立ち入らなければいけないときに初めて中身に立ち入るとしていただいた方が、極力いろいろな余計な問題というのは避けられるのではないかと。

榎谷主査 要するに国際交流の為に使ってもらいたいということだね、今日の御意見は。

栗原部長 前回御指摘いただいた点をございまして。

榎谷主査 会館を作ってしまった目的については確かにそのとおりなので、会館についてとやかく否定するつもりではないけれども、そこでトラブルのもとにならないようにキッチリとすべき所はキッチリとして、事前にこのことだけ承認が要るとか、使うか使わないかの承認ではなくて、点数に入るか入らないかのことは、何か事前に調整しておいた方がいい。

増子課長 それでは3つ目の質問について、ちょっと的確な答えになるかどうか分かりませんが、7%以上にするという仕掛け等についての考え方についてまず申し上げさせていただきたいと思いますが、収入等価分の配分率7%以上としたということですが、市場化テストの目的として当方として考えております機構としてのプラザ平成に係る収支を改善していこうというその目的のために、機構における収益との関係から、会議施設及び研修宿泊室に係る収入から経費を差し引いた収益の少なくとも半分程度が機構の収入になるようにしたいということを考えまして、中小企業庁によります最新、これは最新が平成16年度のものですが、平成16年度における中小企業の財務指標、これは不動産賃貸業や管理業という会議室の貸し出しなどが含まれているものですが、この調査では、売上高営業利益率というのが13.9%ということでしたが、機構と民間で収益をこの仕掛けに従って折半するとすると、約7%が半分であるとういことがあるために、少なくとも7%ということをごここに記載させていただいております。

小林副主査 私の質問の意図は、インセンティブについて、つまりこのインセンティブを高く設定すれば、額は低くなる。それを入札に参加する事業者が、自分で企画書に設定してというところに意味があるのか。つまり、ある一定のベンチマークがあって、そうすれば参加事業者としては、このシミュレーションをすると思うが、8%にしたときにどうなる、どういう稼働率になったときに幾らになるということはシミュレーションができると思うけれども、そのときに、企画書により高い配分率を設定した方が有利なのかとか、すごく微妙な検討を要することとなる。そういう微妙な検討がここで必要とされるのかと。だからある意味、機構は、それだったら7%を機構がもらいますよと決めてもらった方が、参入する事業者としては、その中でどういう利益を上げたいかということをご考えられる。だから、ある意味、参入するときの、そこで自分は何を競争するのかというところの意味が曖昧になってしまうのではないかという気がします。

衆原部長 細かい点は課長から申し上げますけれども、これは、率を上げると有利になります。それは加点要素で決めてありまして、7%で提案するよりも8%で提案してもらった方が点数を高くしますので落ちやすくなります。そういう意味では、今、小林先生が言ったインセンティブを与えることになります。

櫻谷主査 A - の31ページですか、評価表というものだね。

増子課長 31ページの一番下のところで加点項目として最高10点と記載しております。

佐藤専門委員 小林委員の考えとは別のことから、配分率の話ですけれども、実は、総合評価方式の一般競争入札でやる場合に、今問題になっている、まあこれは具体的な案件がどうこうというわけではないのですが、要するに価格以外の提案で、やると言ったから手を上げたのに、実際ふたを開けてみたらそれを一向にやってくれない。要するに、今回のこの配分率の提案に関しては、少なくとも3,160万円というのを超えたらという条件がついているので、このところで配分率を、例えば極端に50%とかと提案してきた業者がいて、そこで物すごく加点順位を上げた。でも蓋を開けてみたら、機構の方には全然配分が行われなかったということについては、多分その3,160万円を超えなかったからという部分があれば、さすがにこれを超えたら、それを配分しないという民間事業者さんはいないと思いますが、逆に、この加点要素のところ点数を上げたのにやってくれない

という部分で、ここで数字だけ高いことを言ってきたら高い点数をあげてしまうということの当否も、後で一応問題になるという別の問題点もあるので、それはちょっと持ち帰っていただいて、御検討いただいた方がいい論点かなと思います。

榎谷主査 10点が限度ではあるのだけれども、ここで取ってしまおうと。でも、実際は3,000幾らとか。

佐藤専門委員 1位と2位がその10点で逆転するという話になるんですね。2位で落選した方が納得感がなくなりますので。

榎谷主査 機構としては幾らか欲しいところもあるのだよね。むしろ、何か決め打ちの方がいいのかな。

渡邊委員 上限を決めるとか。

榎谷主査 上限を決めるとか何か、8%とか10%にするとか、それの方が何となく良いか。

小林副主査 何か本当にもろ刃の刃みたいになっていて、インセンティブとして設定しているのだけれども、一方ですごくシミュレーションを複雑にしていると思います。業者の方にとっては、負担がそれだけ多くなるということだ。その兼ね合いというかね。だから、決められた方が利益計画を出しやすいわけですよ。シンプルになるわけですね。

榎谷主査 7%というのは、経費がそれぐらいかかるだろうということですね。

増子課長 そうですね、売上の大体14%が収入と言われておりますので、大ざっぱな言い方ですけども、その半分と。

榎谷主査 むしろ10%ぐらいもらいますと言った方が合理的なのかな。

小林副主査 言っても良いのではないですか。設定してしまえば、その中で創意工夫するでしょうし。

榎谷主査 実際に経費がかかることも事実ですもの。

栗原部長 機構としては、たくさん提案してくれた方が点をあげたいなという気持ちはあるのですけれどもね。先生おっしゃるように本当に50%達成してくれたらうれしいですけどもね。

榎谷主査 でも、50%だと15点になってしまうかな。15点は行かないのですね。

栗原部長 満点が40%です。40%で10点になってしまいますので、50%でも40%でも同じ点です。

榎谷主査 ただ、ギリギリやってくる可能性がある。

栗原部長 もちろんそうでしょうね。逆算すればすぐ出ますので。

榎谷主査 どうせこれは増えたときの話ということで、民間は比較的割り切って考えるかもね。

栗原部長 ちょっと残念なことですね。

榎谷主査 割り切る気持ちも大事かと思いますが。

渡邊委員 アンケートについて、今回、集計は機構において実施していただくと修正していただいている、その利用と開始だが、10ページ目の4の直前の口のところで、「利用者アンケート結果等に基づいて随時モニタリングし、……不履行を認めた上で、業務の改善が必要と判断し」というところで、アンケート結果をどういう使い方を考えているのか。他の局面で、例えばこういう、継続的に開示をする予定なのか、そのあたりの点を教えていただきたい。

あと、やはりアンケートの結果は結構ぶれが出ることも考えられると思うので、そのあたりをフェアにやろうと思うと、全ての回について公開しないと、都合の良い時だけ開示をして意見を聞くことになってしまう。

増子課長 まず、アンケートについてでございますけれども、例えばこの冊子のところで、28ページ以降にアンケートがございます。28、29、30というところで、会議施設と研修宿泊室についてのアンケートがございますが、このアンケートは、会議室の貸し出しについてだけではなくて、これは従来もそのようなことですが、どのように知ったのかとか、あるいは施設自体のあり方も含めて、「利用いただいた主な理由はなんですか」、「施設がきれい」、「立地」、「料金」、「その他」となっておりますように、会議施設の貸し出しのみではとらえられない部分についても、併せて全体として聞いているところがございますし、あと交通とか利便性の話なども聞いているというものでございます。

ですから、その辺では、広島国際交流会館で留学生、入居者に聞くようなアンケートとは性質が異なるということもありまして、主に聞けるということについては、例えば10のところで自由記述のようなところがございますが、例えばここでは、予約に当たっての対応でありますとか、当日の対応であるとか、そういうことが出てくるということでございます。そういう中で、利用者の御意見というのを吸い上げて、そしてそれを改善に向かって生かしていく、そういった趣旨で考えております。

また、アンケートについては、実際に使った方に、国際交流会館の入居者と違うところでは、やはり利用者が、会議施設を借りた方が常に快く答えてくれるとは限らないわけでありまして、それは、アンケートは一応皆さんに渡しますけれども、それで返事が返ってくるというのは、必ずしも圧倒的多数ではないということからしても定量的にやるのは困難ですから、ここで得られたご意見というのを改善に生かす端緒としていくというような使い方になるのかなと思います。

渡邊委員 機構が使われる部分と、例えば利用料金の提案とか、いろいろな提案をする部分で業者側が、民間事業者側が使う部分と、何かやはりミックスしていると思います。その結果、必ずしも管理監督の面だけで申し上げているつもりはないけれども、そのあたりの情報の共有というか、それはアンケートの利用という形でお考えいただくといいのかなという点と、目隠しされた状態でよくわからない状態での提案というのはできないと思うので、そういう観点と、あと、管理監督でとんでもない事業者だということが書かれたときに、弁明する機会を与えてあげるといふ、私はそういう観点から申し上げたつもりだったので、可能であれば、そのあたりも配慮していただきたい。

小林副主査 このアンケートは、「施設 お客様アンケート」になっていて、「平成会議施設」と書いてある。だから、本当は2行目に「運営をよりよいものにするため」という目的があるのだけれども、この自由記述のところも、会議施設の御感想、御意見等になっているではないですか。

だから、事業実施状況をモニタリングするということだとすれば、もっと事業の実施に関するプロセスに関するような質問項目を含まないと意味がないと思うが、どうですか。

櫻谷主査 「すごく立派な施設でしたねえ、素晴らしい」という話になってしまっても意味がないですね。

小林副主査 そのとおりで、施設をモニタリングしても仕方がないということを言っているのです。施設を十分に活用して、十分効果的に運営できているかということのモニタリングであるという観点からすると、この内容だと、それが何も出てこないではないですか。

増子課長 アンケートの項目と、またその記載の方法等を含めて検討させていただきます。

小林副主査 いずれにせよ、きちんとしてもらわなければならないということです。

榎谷主査 そうですね。ソフトの面というか対応の面についてもきちんと入れていただく。

たまたまアンケートを今見ていたら、28ページの5のところ、施設利用料金、操作技術者費、光熱水料等費、その他となっているが、随分色々な料金を取るわけですね。ここの徴収した金額3,000幾らというのとこの関係は、どのような整合性がとれているのか。会議施設利用料金だけのことを言っているのか、それとも操作技術者費とか、光熱水料等費とか、その他というものもあるが、例えば本を売ったというのも収入は収入で、多分領収書は会館の名前で書くと思うが、それも徴収という意味では徴収だ。ここは徴収した金額と書いてあるので、つまりそんなのは本さえ売り払えば、自動的にメーターが上がっていく。この徴収ということと、つまり3,160万円の根拠と今の諸経費、徴収する諸料金、その関係というのはどのようなことになるのですか。

小山主幹 こちらの方ですけれども、会議施設の利用料金のみです。その他の光熱水等につきましては実費ということで、3,160万円とは分けて考えております。

榎谷主査 別枠なのですか。この1年間の会議施設貸し出し及び研修宿泊施設に関わる徴収料金と書いてあるけれども、これだけで会議施設利用料金ということが分かるのですか。つまり色々なことが出てくるわけで、むしろ、それだったら会議施設利用料金と書いた方が良くはないのですか。

栗原部長 それでよろしいですね。

榎谷主査 この実費は全部機構に入ると考えてよろしいわけですね。資料A - の28ページのアンケートの一番下に、諸経費が高い、安いとか書いてあるが、会議施設利用料金と、あと宿泊室の利用料金、この二つでいいですね。

増子課長 その料金については、またアンケートの項目の中で、今の御指摘も踏まえて整理させていただきますと思います。

榎谷主査 何をもってここの査定の収入になるのか、収入の帰属はどこに行くのか。実費だから、これは機構がもらってしまいますわという話か。本の売り上げは、多分機構に行かないで業者に行くんだと思うが、その辺の仕分けの話をキチンとしてもらわねばなりません。誤解があってはならないわけです。

増子課長 事実関係で、7ページのところにもございますけれども、光熱水料につきましては、定額を利用者の負担としているということで、一応、光熱水料に関しては利用料金に含むということになっております。そこだけちょっと。

榎谷主査 光熱水料は利用料金に含むわけですね。

増子課長 はい。ただ、今の御指摘を踏まえて、全体として項目について整理して。

榎谷主査 そちら辺の関係をわかりやすくしていただいた方がいいと思います。

小林副主査 施設利用料があって光熱水料があるんですよね。それで、その合計が利用料金になると。

木村事業部長 徴収料金になると。

榎谷主査 操作技術者費は違うということですね。

木村事業部長 3,160万円の中にはこの光熱水費は入らない。うちは施設使用料だけですから。

榎谷主査 ただ、これは入らないけれども、民間事業者がもらえるわけですね。

木村事業部長 いえ、これは実費を想定しておるんですよね、この光熱水料については。ある程度定額、何十万円使えばどのぐらいの光熱水料がかかるというのがありますので、それを設定しているということですね。

事務局 料金表を見ていただいて。

小林副主査 普通、みんなこういうふうに行っているのか。こういう設定にしているのか。

事務局 ここは、結局一緒に払うわけですね。

木村事業部長 そうです。

事務局 それは料金の中に込みになっているかもしれませんし。

事務局 両方足して利用料金としているところもあるかもしれませんし。ここは一応、利用料金と光熱水費がもう定額で決まっていますので、いわゆる基本料金という感じですね。

事務局 ただ、アンケートしたときは、どの部分かというのは、答える人はわかるわけです。

榎谷主査 料金表の中で。そうすると、ここで言う操作技術者費なんかも、多分定価表の中に入れてくるわけですね。

香川次長 これは外部に委託してやるものなので、実費だと思います。

小林副主査 利用料金のところで、利用料金の改定の問題です。

榎谷主査 タイミングですね。これは、今の利用料金、1年間は少なくとも、1年後に見直すのだったっけ。

増子課長 来年度はこれで行かせていただいて、再来年度についてはまたじっくりと検討を。

小林副主査 そのようなことを聞いているのではないのです。民間が実際に料金改定できる、すなわち民間の提案が効くのはいつからかということを知っているのです。

増子課長 これは、実施要項上はいつと明記されておりませんが、やはり一定程度の実績などが出ていないと、なかなか相談の素材がないですので、一定程度の期間は必要かと思いますが、できるだけぎりぎりにならないように、早目に想定すると。

小林副主査 2年目以降の実施においてだから、1年目にもう提案できるということで良いね。

増子課長 1年目の中で御相談させていただくということですね。

小林副主査 そうです。1年目に相談して、それで2年目から改定することです。

榎谷主査 そういうことは、あらかじめ早目に決めておかないと、つまり利用される方に開示しておかないと、ぎりぎりというわけにいかないから、キチンと準備しておいていただきます。

増子課長 そうですね、はい。

榎谷主査 もう一つは、3年の委託期間終了後、その次もまた同じ方が落札されると問題ないか

もわからないが、違う方ということもあり得る。そのあたりはどんなように考えたらよいですか。つまり、3年目のものをそのまま4年目に、ここに書いてありますけれども、当然期間外ですよ。それは当然、次の方もその約束はしないといけないという話になるが、その辺はどういうふうに理解したらよいですか。

増子課長 ある程度、2年を終わった時点でまとめて評価することとしておりますので、やはりこれまでの出された実績を踏まえて考えて、実施要項に反映させていきたいと思っております。

榎谷主査 ただ、業者がなかなかないと、無理して値下げをして取ってこようということになって、その次、2回目に入られた方が、それを1年間受けないといけないという話にどうしてもなってしまうよね。だから、何となく期間外であるから査定の対象外と、つまり確かに我々、架空のものを取ってねということもないわけではないと思いますが、何か工夫できないのですか。

4年目の話ですよ。4年目を取るのには、間違いなく今の業者さんの2年目、3年目で取るわけだね。4年目を、恐らく努力されないということはないかもわからないが、インセンティブはないわけだから、努力をする必要は民間業者としてはないことになる。ただ、4年目、5年目と続いて入札しようという人は、当然そんなことは考えないかもわからない。どう思いますか。

渡邊委員 私は、できればやはり考えていただいて、支払い時期の一部切り分けとか、何か工夫の余地がもしあるのであれば、普通で民間で契約するとしたら、多分そう考えると思います。評価の時期と実際の支払いを一部ペンディングにしておいて、その部分を後払いにするのか、あるいは何かの形で、次期申し込みをしたときの加点対象にするとか。ただ、そこは予算との関係があると思うので、そういう一部切り分けで支払いの時期を後らすというのが制度的に可能かどうかという問題はまた別な問題としてあるのだろうと思うが、ただ、本当に主査がおっしゃられたように、性善説に立つのか、やはり最後に気合を入れてしっかり次につなげてもらおうかと思うと、もう少し、必ずしも性善説、性悪説、一方だけに偏らずに制度的な工夫で何かできないかなという気がする。

榎谷主査 何となくそれでいいのかなと。確かに難しいとは思いますが。いわゆる受注しているわけですから、受注したら、あとは実行するだけの話ですから、受注が一番大事だ。もちろんそれ以降の、実際にきちんと実行する段でもいろいろ段取りがあると思うけれども。これは、今回、受注活動を一生懸命してくれという話だと思うので。かといっても、キャンセルというのものもあり得るから。

渡邊委員 多分、今のロイヤリティーのようなものと、ちょっと性格は違うけれども、分割払いにして、何%切ったら、例えば空予約が何%のレベルだったら、これはもうカウントしないとか、制度的に、予算ということをちょっとこちらに置けば、制度的に、性悪説にも立たず、性善説にも立たず、淡々と粛々とやれる手法というのがないではない。

榎谷主査 検討いただきたい。難しいテーマではありますが。

それから、例えばこの最後に書いてありますように、暴力団とかそういうものを排除するということになっているが、予約でチェックできなくて、結果的に了承したということもあり得るわけですね。その時に、わかった段階でそれを排除できるようになっているのですか。使わせないとか。もう言ってしまったので、しょうがないから暴力団でも入れますという話なのか、それとも、つまり使用管理規程とかそういうものは整備されているのですか。わかった段階で、もう自動的にキャ

ンセルできるとか。

増子課長 この利用承認に関して、今までの内閣府とのやり取りの中で、結局利用承認について民間事業者に権限を委ねるということになってございます。したがって、例えば、もしこのようなルールに反しているようなものを事前に機構でキャッチしたという場合は、民間事業者に強く申し入れをして、是非それをやめていただくように言うということになります。ただし、事前の差し止め権とか、そのようなものを留保しておりませんので、最終的には、そういうことでどうしてもという形になれば、契約解除等で対応するというような形になるかと。

榎谷主査 もちろん業者も悪気がないというか、一応、最初まともな人が申し込みに来ますよね。明らかに変な人が来たら断りますけれども。それでいろいろな経歴を聞いたりして大丈夫だと思っただけのところ、暴力団の方がお越しになったといった場合に、こういう規定に従ってキャンセルできますということなのですか。これは、機構とか民間業者ということではなくて、何か自動的にわかった段階でキャンセルできるという約款か何かが出ているのではないのですか。

増子課長 そうです。それは6ページの真ん中ほどの(ヌ)と書いたところでございますが、民間事業者は、利用承認したものについて承認を取り消すことができる要件として、(リ)に掲げてあるいずれかに該当すると認められるときということを入れておりますので、民間事業者はきちんとそれに対応するということです。

榎谷主査 あと、申し込んだ人にもそれがわかるようになっているわけですね。取り消し理由でこういうことがありますよと事前に何か。

増子課長 それは一応。

榎谷主査 一応とはいったいどういうことですか。機構であろうと何であろうと、当然間違っただけで承認してしまうということはあるので、事後的な取り消しがこうなっていますという規定が約款にキッチリ記載されないと駄目だと言っているのです。

栗原部長 利用規程にたしかその旨、その場合は許可できないと規程に書いてございます。外向けにオープンしてあるものでございますので。

榎谷主査 その規程に入っていれば、それを理由に断れるわけですね。

栗原部長 はい。

事務局 実施要項の75ページに利用案内というのがございますので、そこの78ページの(2)に「利用承認の取消し」というのがありまして、これが「会議規則ご利用案内(ご利用規約)」ということですね。

増子課長 まさにこれが利用規約になっておりますので。

榎谷主査 わかりました。

小林副主査 5ページの(ホ)のところの「なお」というところの文章で、ここは、「実績を超えて利用しようとする場合には、利用する日の30日前云々、7日前から、予約がない場合に限り、民間事業者との協議を経てその事業に支障が生じない範囲で無償利用できるものとする」と書いてある、その後段の「民間事業者との協議を経てその事業に支障が生じない範囲で無償利用できるものとする」という意味がわからない。

増子課長 これは、仮に30日前以降、7日前を切ったという場合であっても、結局、機構にせよ、何でもそうかもしれません、利用するという事は、民間事業者に業務上の一定の負担をかけるわけですので、まず民間事業者が、そういう場合であっても、嫌だと。30日切って、7日切って、いろいろ業務の都合上、そういうことはだめですよと民間事業者が言うような場合、協議が調わなければ、利用は難しいということでございます。

それから、このような要件を満たしたからといって自動的に、では30日、7日を切ったからといって機構が際限なく利用できるということのないように、「民間事業者との協議」というものを記載させていただいたということでございます。

小林副主査 いずれにせよ、きちんとしてもらわねばならないということですよ。

榎谷主査 これは、要するに予定どおりの、18年度の利用実績は無償でできますということですよ。30日前だったら、支障がない限り無償でできますよ。その真ん中はどうなっていますか。20年度の利用実績を超えているのだけれども、20年度に事が計画されたのだけれども、しかし30日前にやらないと、この会議場とかメディアホールとか、企画の段階から入っていきますから、そういう場合は、機構は料金を払うのですか。

増子課長 機構が料金を払うことはあり得ないですね。

榎谷主査 それはいったいどういうことですか。民間事業者としてはどういう扱いをすれば良いのですか。まさか「まだわからないから困りますわ」という話をするのですか。

増子課長 そうでしょうね。

小林副主査 そうでしょうねではないですよ。機構が予約をしてキャンセルになったということはあるのですか。予約を入れたけれども、何かの条件が整わなくてキャンセル状態になってしまうということはあるのですか。

増子課長 例えばキャンセルをせざるを得ない、機構としては、できるだけ計画的に会議などの運営をしたいと思っておりますが、ただいろいろ整わなかったというようなことがあって、キャンセルになるということは考えられるとは思いますが、そこは、キャンセルができるだけ生じることのないように。キャンセルが生じて、民間事業者が収益を上げる機会が大幅に失われるということは、機構にとってもマイナスになりますので、やはり機構としても、そこは節度を持ってやってくと。

小林副主査 それでは機構だけ機会逸失に関するペナルティーがなくなる。一般事業者だったらキャンセル料があるにもかかわらず。機会逸失というか、機構がもしキャンセルしたときの機会逸失に関する手当というのはどこにあるのですか。

栗原部長 ないです。

小林副主査 ないのですか。

栗原部長 今課長が申し上げましたが、そういうことがないように、機構としては迷惑をかけない対応をします。精神的なものになってしまいますけれども。

榎谷主査 利用実績以上やらないと。よほど短期のものは除いてということですか。

栗原部長 はい。キャンセルについても同じ。迷惑をかけないというのを、私が言うだけではな

くて、機構内、ほかの部局もございますので、その辺は統一していくということでお答えするしかありません。

榎谷主査 5ページの(ホ)だけでは、18年度の実績の範囲内なら無償だけれども、それを超えたら有料になるのかなと思ったら、そういうことではなくて、もう使わないということですね。

栗原部長 余裕がない限り使わないと。

榎谷主査 そのようなことでいいのですか。

増子課長 先約順になりますので、そういう状況では予約はできないということになります。仮に予約らしきものがあっても、それは予約ではないので、そこに民間事業者がやると言ってくれば、それは機構がはじかれるということになるかと思います。

小林副主査 いずれにせよ、キッチリしてもらわなければならないということです。

榎谷主査 わかりました。プラザ平成の実施要項(案)の審議は、これまでとさせていただきますと思います。ありがとうございました。

引き続きまして、広島国際交流会館の実施要項(案)の審議に入りたいと思いますが、修正点を中心に10分程度で説明をお願いします。

増子課長 それでは、引き続き御説明させていただきたいと思います。資料につきましては、これも先ほどと同様に見え消し版でございますが、資料B- と書かれているものを中心に御説明させていただきますと思っています。

榎谷主査 「委員限り」となっているものですか。

増子課長 はい、「委員限り」と書いてあるものでございます。

それでは、これも修正点だけ、特に主な修正点を御説明させていただきたいと思いますが、2ページをお開きいただければと思います。真ん中からちょっと下のアンダーラインが書いてある赤い部分でございますが、前回の会議における御指摘を踏まえまして、当初、契約の仕様を「事業開始後に機構と民間事業者との協議のうえ変更できる」と書いてございましたその記述については、削除したところでございます。

それから、2ページ、3ページ、4ページ、5ページからずっと9ページまででございますけれども、表に掲げてある業務の内容につきましては、アンケート項目の並びに合わせて配列をし直しているところでございます。

それから、別紙がございまして、これとの関係で、2ページの真ん中から下のところで「なお、表中別紙4、7～12で示している業務内容については」という項目が赤い字のちょっと前ぐらいのところでございますが、ここに別紙にある仕様についてとございますけれども、これについて、管理業務という性質を踏まえまして、ドラスティックな性能発注という点は困難でございますが、例えば、何をどれだけ行うかということは押さえた上で、どのように行うかという点については、できるだけ従来行われていた方法を例示した上で、受諾者の創意工夫により提案させることとしたところでございます。

例えば、この資料B- という厚い冊子の中の60ページをご覧いただければと思います。60ページに別紙4-2というものがございます。ここでは「居室清掃作業要領」というところがございま

す。従来は、この61ページに書かれてありましたような作業要領について、具体的にこういうふうにすることを求めていたわけですが、これにつきまして、例えば、良質な洗剤で水拭きとか、中性洗剤にてどうかということなどについて、例示という形にさせていただいて、どこを清掃してほしいということは書きますけれども、どのように行うかということについては、従来行っていた方法を例示した上で、そういうことにより提案していただくということにしたものでございます。

この別紙4 - 2については、そのようにしたところでございます。

このほか、可能な限り民間事業者への縛りを緩和することといたしたところでございまして、例えば業務日でありますとか時間についての縛りでありますとか、あるいは警備等も含めて、業務時間についての縛りなどが書いてあった部分については、必ずしも必要ではないと思われるところについては削除させていただくということをしていただいたわけでございます。

それから、9ページでございます。これまた見え消しの方にお戻りいただければと思いますけれども、9ページのアンケートの回数等でございます。管理・運營業務の実施に当たり確保されるべき質というところの前のところですが、「満足度等に関するアンケート調査の実施」というものがございまして。アンケートにつきましては年1回、当初は10月だけということでございましたが、それでは少な過ぎるのではないかというような御指摘とともに、また退去者についてどのように扱うのかといった御指摘を踏まえまして、まず、年2回に増加することにいたしました。それから、退去者についても、その都度アンケートを行うことといたしたところでございます。

それから、別紙13でございます。これは先ほどの厚い冊子の中で90ページでございます。90ページをごらんいただきますと具体的なアンケートの項目がございまして。具体的なアンケートの項目の中で、特に赤のアンダーラインを付したところをごらんいただければと思いますが、取り分け「や」という項目がございましてけれども、「会館スタッフのオリエンテーション・消防訓練での対応はいかがですか」ということ、それから「会館スタッフのウェルカムパーティー・もちつき・会館祭等各種催事での対応及び開催についての連絡は適切に行われていますか」といったものがございまして、この国際交流会館という施設の設置の趣旨を踏まえまして、また民間事業者が受託している業務の内容を踏まえまして、これらの項目を追加させていただくことにいたしましたところでございます。

次に、今度は見え消しの方に戻っていただきまして、10ページでございます。見え消しの10ページ中ほどのところで、「民間競争入札に参加する者に必要な資格」というところがございまして。一層幅広く入札参加者を募るために、これはプラザ平成でもそうございましたが、共同事業体による参加を認めるということを明記したところでございます。

それから、11ページの一番上の方でございますけれども、また、より多くの入札参加者を得るという観点から、前回の案では、過去5年間に同規模以上の留学生会館　この留学生会館につきましては、3分の2以上の居室数を外国人留学生に提供しているということを要件としておりましたが、そういった実績を資格として求めていたものでございますが、これを改めまして、留学生会館ではなく、学生会館の管理・運營業務の実績を有しておれば足りると改めたものでございます。

それから、11ページの下の方でございますが、チというところがございます。これは、受託に当たりまして法令上必要な資格等について整理し、明記いたしたところでございます。

次に、おめくりいただきまして13ページ以降でございますが、「落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定」というところがございます。これにつきましては、前回の案で業務実績といたしまして、加点項目の中で「留学生会館の業務の実績を豊富に保有し、それらのノウハウを活かして提案をしているか」ということを記述していたところがございます。これは13ページの下の方でございますが、このような業務実績を求めていたわけでありましたが、より多くの入札参加者を得るという観点から、また必要な資格において、先ほど申し上げた資格のところでは学生会館の実績を求めるといふこともありまして、民間事業者としての業務実績については、ここの部分は全削をして、これを評価基準から外すことといたしたところがございます。

また、必須項目といたしまして配置についてでございますが、従来、「留学生会館において勤務をした実績のある者の配置を求める」としていたものでございます。これは真ん中の部分でございますけれども、必須項目のところで見え消しになっている、ちょうど真ん中ぐらいのところがございますが、これがあります、これを改めまして、これにつきましても、学生会館において勤務した実績があれば足りるとしたところがございます。

それから、情報開示との関係でございますけれども、この厚い資料の中で97ページをごらんいただければと思います。97ページに、特にこの備考のところ等がありますし、全体としてより詳細に記載したところがございます。特に、委託費の各項目の詳細について追加で記載させていただいたということがございます。

主な変更点、以上でございます。

榎谷主査 それでは、御意見、御質問ございましたらよろしくお願いたします。

小林副主査 おや、「学生会館」に直しているではないですか。「留学」というのを取って「学生会館」に変えているではないですか。これは「学生会館」という名前ではなくて、普通の「社員寮」で良い。

それから、14ページのところで、責任者及び事務担当者の経歴で「国際交流の活動経験又は海外留学の経験」という要件があるが、そのようなものは不要ですね。というのは、アンケートで何を見ているかということ、入居時に説明がどうだったかとか、日常の対応がどうだったかとか、ウェルカムパーティー云々の開催連絡というように、非常にここの測定の部分が限定的だからね。だから、非常に快適な会館生活を送れるといったところで、一体語学能力とか経験とかということとどこをリンクさせるのですか。

それが委託費、先ほどの97ページのところで、従来の実施に要した経費の費目内訳のところを開示してくれたので非常にわかりやすくなった。主に質のところでは考えられるのは、ここの人件費2名ということなんです。だから、そこにどういうスキルを持った人、どういうナレッジを持った人、経験を持った人をつけるのかといったことが問題になってくる。だから、あとの部分はコストをいかに効率的に支出していくかという点について、創意工夫が求められているのですよ。

そうすると、質の測定のところで責任者の経歴の部分をごとういうふうに関めつける必要があるの

か極めて疑問です。いかがですか。

増子課長 まず、学生会館ではなくて社員寮でもよいかどうかということでございますが、この国際交流会館の管理運営を見ていただくという中で、入居者が会社の社員であるのと、入居者が留学生であり、また学生であるということ、これを同じものととらえるのか、それともそうではない、やはりそれはかなり違いがあるでしょうととらえるのか、その問題だと思うんですが、比較的社員寮の社員と申しますか、同じ会社の中で住んでいるということもありまして、ある程度、どちらかという共通性があるというところもあるし、社員寮といった場合には、就職をして一人前に働いているということもございまして、年齢としても相当上の方ということもあります。

一方で、この国際交流会館の場合には、外国人留学生でもありますし、文化、習慣が異なる者が集まっているということもそうですし、例えば年齢を見てみますと、18～19歳ということが平均年齢ではないんですが、それでも留学生の居住者の平均年齢を見ますと、男性で24.7歳、女性で25.6歳ということでありまして、20代の半分よりも若いということでありまして、社員寮と同じですと考えることはどうなのかなということで今回の案を提示しております。

ただ今回、御懸念もあるかと思いますが、では、幅広く入札の希望者を求めるに当たってそれが支障にならないのかという観点もおありかと思いますが、私ども入札参加者の見込みで見ますと、この前は留学生会館ということ、しかも3分の2という要件があったということもございしますが、今回、学生寮ということで広げて考えると相当に広がってきておりまして、例えば、現時点で電話等によっていろいろ聴き取りなどした結果、現在の委託先を含めて、少なくとも9ぐらいはその資格に合致するものがある。しかも、そのうちの6は、広島あるいは広島近県での営業実績または営業所などもあるので、もちろんこれを示して、あなた、これに絶対手を上げますかと聞いたわけではない、そこまではとっていませんが、入札参加の可能性としては、私どもは高い、少なくとも認識しているところがございますので、学生寮としても大丈夫というふうには考えているところでございます。

逢見委員 2ページ以降に管理運営業務の実施内容がずっと表になっていますね。内容を見ると、本当に学生を受け入れた経験がないとできない業務なのか、そうではないでしょうか。特化された業務というのはほとんどなくて、まさに社員寮の管理運営をしているところでもできるのではないですか。それをなぜ学生施設の経験が必要だと限定するのか、全く理解できません。

増子課長 清掃や警備などについて特に焦点を当ててとらえますとそういったこともあるのかもしれませんがけれども、この業務内容の、特に4ページから5ページにかけては、実際に留学生の方と、学生とじかに接するという場面もありますので、当方としては、そういった経験のある業者に入っていただきたいというものがあって、それが参入について極めて障壁になっているということであれば、それはまた別かもしれませんが、もう学生寮という形で、これだけある程度見えている状況では、これぐらいでもいいのかなと思って今の話を出しているというところがございます。

小林副主査 それから何で留学経験があるかという要件が入っているのですか。これはまさしく参入障壁ではないですか。

増子課長 これについても、今のお話ともつながるところではございますけれども、やはりこの業務の内容については、清掃とか警備といったものにとどまらず、留学生とじかに接するという場面も少なくないわけでありますので、そういったことを考えれば、これは加点項目でやっているわけでございますので、できれば、やはり留学生との経験が多い、そういう方がいれば加点で評価していく。ただ、別にそれが無いからといって排除されることはない。あれば、それは高く評価するということであります。メリハリがつくという点では、この程度であればよろしいかなと思っています。

小林副主査 2ページから始まっているの厚生補導業務というのと会計業務ぐらいができればよくて、例えば留学生の対応にしても、レジデントアシスタントとのコミュニケーションを積極的にやって、快適な寮生活ができればいいということでしょう。そのようなことなら社員寮と同じだろう。資格要件をあまりにも付けすぎているとしか思えない。

増子課長 資格というか、加点になります。

香川次長 学生寮というのは、御案内のとおり、なかなか文章に書けない部分があるんですよね。社員寮みたいに職員として住んでいる人と、留学生として全く未知の国に来て生活している人とは、やはりかなり対応の仕方に違いがあるんです。特に、舎監のような感じで接していますから、ある意味、お父さん、お母さんみたいな感じになっているわけです。その辺が、やはり違いがかなりあるのではないかと感じます。

榎谷主査 そういうものを加点で評価するわけですか。

香川次長 そうですね。

徳山企画官 その点で、例えば今現在は財団法人が受託して事業が実施されているわけです。ですから、その財団法人が引き続き今回の入札に参加する可能性がある。要するに登記所の時の話と似ていて、そういった意味ではこのようなことでは競争環境としていかがかという視点もあろうかと思えます。

榎谷主査 そういうことですか。配点でどの程度の差がつくかという話ですか。評価表は92ページですか。

栗原部長 私ども、今の団体が受けようが受けまいが、全く関係ありません。そのつもりでこういう要件を出したわけではなくて、あくまでも留学生宿舎として適切に運営するという観点でつくっているわけで、今ちょっとお話があった関係団体云々というのは、私としてはちょっと納得いきません。それは全く考えておりません。いいものが通ればいいと思っているわけであります。

榎谷主査 そうですか。それならば当然のことながら財団法人は入札に参加しないということですね。

栗原部長 そんなことは知りません。

榎谷主査 それは財団法人が決める話で、機構としては預かり知らぬということですか。

栗原部長 ええ。

小林副主査 ここで人件費と言われているところにどの程度のスキルを持った人を充てるかと

いう話で、やはりその部分のコストがあります。それと質の関係というのがやはり密接にリンクしてくる。その時に、その質の部分の確保がこの経験を持っている人というクライテリアだけでいいのかということなのですよ。だから、それだけで加点項目で判断できるのかということなのですよ。すなわち、これは国際交流の活動経験とか留学経験とかという条件ではっきりしているわけで、このことで業務の質が確保できると考えていいのかということを行っている。それだけではないのではないか、それだけに象徴させるのでは狭過ぎるのではないですか。

増子課長 国際交流の部分についても、この評価表の配点をご覧いただいてもわかるように、例えば、いろいろ管理運営業務の提案のところでは、国際交流云々ということは関係ないような部分でそれぞれで聞いておりますので、本当に全体の中の一つの項目だということですよ。

榎谷主査 確かに語学ができないというのも困りものですが、でも英語だけではないですよ。

栗原部長 RAが常時いるわけではないものですから、結局、おなかが痛いとか、これをどこで買ってきたらいいかという対応を誰がするかという、さっき言った舎監的な個々の職員がするという意味で、今委員長がおっしゃったように、英語だけとは限らないけれども、もちろん中国人が多いですから、国際交流の経験というのは、必須ではないと思いますが、あった方がいいなということで正当化しております。

榎谷主査 でも、「学生会館などで勤務した実績のある人」などという条件が参加の必須条件になっているわけでしょう。加点が語学だとか交流という話になっているが、これは加点も結構10点で小さくはない配点ではないですか。こういう状況で国際交流とか海外留学という範囲がかなりまた狭まってくるので、結局今事業を実施している財団を勝たせようとしているのではないかと懸念を発生させかねないですね。

栗原部長 ここも「国際交流又は留学」でございますので、必ず両方を要求するわけではなくて、どちらかがあればいいという書き方にしているつもりですけども。

榎谷主査 こういう人たちはコストが高いのではないかと。留学経験があって語学力が十分なんていったら、何かすごい、1,000万円とか2,000万円とか払わなければいけないのではないですか。

佐藤専門委員 資料B - の60ページと70ページを比べていただきたいのですが、居室清掃作業要領については、従来の仕様はあくまでも参考ということで民間からの提案を求めたのに対して、70ページの方は、床面定期清掃、窓ガラス清掃については従来どおりの月に何回やってくださいということで、かなり仕様発注に近いのかなと思うが、両者に差を設けたのは何か理由があるのですか。

増子課長 基本的な考え方としては、先ほど申し上げましたように、どこをやってくださいということと、何回やってくださいということについては、そこはやはり押さえないといけないだろうと。ただ、どんな洗剤を使ってくださいとか、そういったものについては、それを含めたやり方については自由に提案をしてください。それで、今までやってきたものを例示として出しておけば足りるだろうという考え方のもとでやりました。

御指摘のように、別紙7-3について、基本的にはこれ、どこを何回というところが主に書かれていると考えましたけれども、さらに精査いたしまして、例えば、そのやり方、方法について、さ

らに事業者の創意工夫にゆだねることが妥当なものについては、またそのように修正していきたいと思えますし、また何曜日とかというの、週に3回というのを超えて何曜日とかと指定したりというものもございますので、また今の御指摘を踏まえてさらに精査してまいりたいと思っております。

榎谷主査 このB - の90ページにアンケート案があるが、ここで赤でアンダーラインを引いてあるところがアンケートの評価の対象というが、 は関係ないのか。 というのはどういうことをイメージされているのですか。「交流活動、交流イベントの内容、実施回数」、これは何ですか。

六車室長 アンダーラインのないところは、前回と同様なものでございます。それで、この関係については、機構がもっぱら計画とか回数とかを決めてやるものですから、受託者側にはなじまないということでアンダーラインから外してございます。

榎谷主査 これは機構がやるべきことという理解ですか。

六車室長 はい。回数を決めるとか。

榎谷主査 そうすると、もちつきだとか何か、開催についての連絡という、これはもう決まったことを連絡がきちんとできているかとか、対応がきちんとできているかという評価になるわけですか。

六車室長 おっしゃるとおりです。

小林副主査 の「レジデントアシスタント・カウンセラーの日常生活におけるサポート」というのは、レジデントアシスタント・カウンセラーのことだからと言うが、ミーティングがあって、それで円滑に、だから共同作業でやっているというところがあるとすれば、 なんかも、そのサポート状況は、運営がいいからサポートされているとも考えられるような気がしますね。

あまりにも非常に定型的なことしかやっていないので、国際的な会館として快適さを求めるのであれば、もっと創意工夫の余地を広げるような質の測定にした方が良いのではないですか。

榎谷主査 そう、このアンケートを見ると、今の舎監ではないけれども、寮長みたいな方という、何でも相談をするような方、しかも英語もできて国際交流の経験もあるとなると、そのような評価項目はどこにあるのかと思います。

栗原部長 例えば なんかがそうです。会館スタッフ、このスタッフというのは、民間業者の、今おっしゃいました舎監の方ですが、日常の対応はいかがですかというのが評価項目にあります。

榎谷主査 ただ、これについても、ごみ分別とか、「等」の中に入っているのかもわからないが宅配便だとか。意見への対応も入っているけれどもね。だから、むしろもう少しお父さんのな、お母さんのなのかもわからないが、設けるのであれば、ある意味で質としてそこが一番大事なのかなというような気はします。

逢見委員 さっきの説明だと、舎監的な役割が重要だということを主張しているわけです。けれども、このアンケートにはそういう部分が全然出てこないではないですか。もしそこが非常に重要なサービスであれば、やはり満足度というのはそういうところに出てくると思います。

関連して、ウェルカムパーティーとかもちつきとかという5ページの に催事のことが書いてあって、これは民間で企画についてはやらないことになるのですか。言われたことを実施することが

仕事になるのですか。

増子課長 ウェルカムパーティー、もちつき、会館祭等の各種催事等についてでございますけれども、101ページをちょっとご覧いただきたいと思います。101ページの真ん中ぐらいに「ウェルカムパーティー、もちつき、会館祭等会館での各種催事の実施」というものがございますが、これを見ますと、現状における当機構と民間事業者、協会でございますけれども、この役割分担の中では、この企画や実施や館外への広報というものについて、これは私どもが実施するということになっておりまして、それを踏まえまして、それ以外の部分について民間事業者をお願いしているという現状でございます。

今回につきましては、この民間事業者をお願いしている部分について、一般競争入札でということを考えておりますので、これにつきまして これは間違いです。済みませんでした。ここは大変大事なところで間違えておりましたが、申しわけございません。 の民間競争入札のところでも、企画・実施・館外への広報につきましては、機構においてまた引き続き実施すると。ここは で、大事なところでございますが、このような整理のもとでやっておりますので、ここについては御理解いただければと考えております。

榎谷主査 実施はでも、書いてありますよね。「企画・実施・館外への広報」という部分まで書いてある。

増子課長 実施というのは、まさに、具体的にちょっと。

六車室長 実際にやるときの運営委員、司会をします、どういう人を呼びますというような、実際運営することを言いまして、それに対して資材を調達する、あるいは会場の設営をする、写真撮影をするという関係のことについて民間業者をお願いする。これは従来の切り分けのとおりでございます。

榎谷主査 これは機構の職員の方もこっちにいらしているわけですね。広島国際交流会館の何らかの。

六車室長 支部の職員がおりますので、支部の職員でやっております。

榎谷主査 ほかに。

逢見委員 例えば62ページの交流事業実績というのを別紙5で見ると、もちつき大会などは18人参加ということだが、本当にみんな楽しんでやっているのですか。参加拒否者が多いのではないですか。果たしてこういう企画そのものが本当に留学生から支持され、満足されているのか。何となく機構の自己満足でやっているのだけならば、キッパリとやめてしまえばよいと思います。

六車室長 このもちつきにつきましては、1月という月日でございますので、ちょうど学生が帰国したり、いないというような時期でもあつたりしますので。おっしゃるように、全体を通して交流事業計画については、言われるような観点から今後考えていく必要があるかと思っております。

小林副主査 全体的にすごく、参加している事業者の創意工夫が発揮できるところが非常に限定的で、これも多分、交流事業自体は機構の仕事として設定しているということなのですか。そこで、在館生の満足度を高めるようなもちつきの開催時期であるとか、イベントの内容であるとかの創意工夫については、機構がもっぱら責任を持ってやるということ、その実際の運営を事業者がや

るという整理ということなのですか。

六車室長 おっしゃるとおりです。

小林副主査 そのときに、先ほどの語学要件みたいなものが係ってくる。

逢見委員 本当に実施部門だけやってくれ、管理をきちんとやってくれというのなら、語学力は多少要るかもしれないけれども、留学経験など必要ないだろう。もちつきをするのに留学する必要があるのですか。企画もやってくれというのなら豊富な国際経験というのがひょっとすると役に立つかもしれないけれども。その点を考えていただかねばならないですね。

樫谷主査 そう、評価の話と委託業務の中身が結びついていないですね。

それでは、時間となりましたので、本日の広島国際交流会館の実施要項（案）の審議は、これまでとしたいと思います。

機構におかれては、本日の議論を踏まえて、事務局との間で鋭意調整を進めていただきます。また、本日質問できなかった事項や確認したい事項がありましたら、事務局にお申し出いただきたいと思えます。機構におかれましては、次回の審議において回答していただくということで、検討・準備方よろしくをお願いします。

次回の開催につきましては改めて事務局から御連絡いたします。

本日の入札監理小委員会はこれで終わりたいと思えます。